川島町飼い主のいない猫捕獲器貸出申請書

年　　　月　　　日

川島町長　　　あて

（申請者）住所

氏名

電話番号

　川島町飼い主のいない猫捕獲器貸出要領第７条により、捕獲器を借受けたいので、下記の事項について同意・確認のうえ、申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出条件 | 確認欄 |
| 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）を遵守すること。 | □ |
| 捕獲器は飼い主のいない猫に対して不妊手術を受けさせる目的以外で使用しないこと。 | □ |
| 捕獲器の設置に際し必要な費用等は、申請して捕獲器を借受けた者（以下「借受者」という。）が負担すること。 | □ |
| 捕獲器を第三者の土地等に設置する場合は、設置場所の管理者等の許可を得ること。 | □ |
| 捕獲器は常に良好な状態で使用し、必要な安全対策を講じること。 | □ |
| 捕獲器の設置中は、持ち去られることがないように配慮すること。また、１日１回以上の確認を行い、猫を捕獲した際は速やかに保護し、安全を確保すること。 | □ |
| 保護目的以外の動物を誤って捕獲したときは、直ちに放獣すること。 | □ |
| 他の者及び財産に損害等を与えないよう責任を持って捕獲器を管理使用し、発生したトラブルの対応については、借受者が責任をもって対応すること。 | □ |
| 捕獲器を毀損又は滅失した場合は、借受者が責任をもって借り受けた時と同程度の状態にして返却又は同等品で賠償すること。 | □ |
| 捕獲器を他の者に譲渡し、または転貸しないこと。 | □ |
| 返却期限を厳守すること。 | □ |
| 使用後は捕獲器を清掃及び消毒し、借受けた時と同程度の状態で返却すること。 | □ |
| 確認事項 |  |
| 猫を遺棄することは、法律で禁止されています。（動物の愛護及び管理に関する法律第４４条第３項（１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金）） | □ |
| 猫をみだりに傷つける行為は、法律で禁止されています。(動物の愛護及び管理に関する法律第４４条第１項（５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金)） | □ |

返却期限　　　　　　年　　　月　　　日（貸出日から１か月以内）

貸出期間　　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日